

# NAKAKUBO Club 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、NAKAKUBO Club という。

### (構成)

第2条 本会は、第6条に掲げる会員をもって構成する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、会長宅におく。

### (目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、“健康・友愛・奉仕”を基本に、自治会他、地域の各団体と協力・協働して地域に貢献することに取り組み、健康で生きがいのある生活の実現と、会員とその家族や地域の方の健康福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 年齢に関係なく、共に生きる仲間づくり活動

(2) 地域社会に貢献する奉仕・ボランティア活動

　公園愛護会活動

　見守り隊 活動

　その他 ボランティア活動

(3) 経験を生かした啓もう活動と自ら学ぶ学習活動

(4) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### (会員の要件)

第6条 会員は北金目中久保地区に居住し、会の目的に賛同する者とする。

### (加入)

第7条 本会への加入を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

### (休会・退会)

第8条 休会または退会を希望する者は、本会会長に届け出るものとする。

## 第3章 役員

### (役員の構成・定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 会計 1名 但し、副会長は会計を兼ねることが出来る

(4) 監事 2名

(役員の選任方法)

第 10 条 役員は総会において選任する。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計を処理する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期・補充)

第 12 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第 13 条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(会議の構成)

第 14 条 総会は、全会員をもって構成する。

2 役員会は、会長・副会長・幹事・会計をもって構成する。

(会議の機能)

第 15 条 総会は、次の事項について決定する。

(1) 年度活動計画に関する事項

(2) 年度予算及び決算に関する事項

(3) 会則の変更に関する事項

(4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項

(5) その他会長が附議した事項

(会議の開催)

第 16 条 総会は年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

2 役員会は、必要により隨時開催する。

(会議の招集)

第 17 条 会議の招集は、会長が行う。

(会議の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中からこれを選出する、但し参加者の過半数の同意があれば会長が務めてもよい。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 19 条 会議の議事は、出席者の賛成多数で決する。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席会員数
- (3) 議事の内容及び結果

第5章 会計

(経費の構成)

第 22 条 本会の活動に関わる経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、総会において決定する。

(会計年度)

第 23 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとする。

附 則

この会則は、令和4年 4月 20 日から施行する。